

# 鹿児島県屋外広告物審議会規則



# 鹿児島県屋外広告物審議会規則（昭和30年11月11日規則第72号）

改正	昭和39年12月21日	規則第145号
	平成8年3月27日	〃第17号
	平成11年5月18日	〃第54号
	平成13年11月26日	〃第73号

（趣旨）

**第1条** この規則は、鹿児島県屋外広告物条例（昭和39年鹿児島県条例第83号）第21条第4項の規定に基づき、鹿児島県屋外広告物審議会（以下「審議会」という。）の運営その他必要な事項を定めるものとする。

（会長）

**第2条** 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を統轄し、審議会の会議の議長となる。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ、会長の指名した委員がその職務を代理する。

（会議の招集）

**第3条** 審議会は、必要に応じて会長が招集する。

2 会長は、審議会開会の日の少なくとも3日前までに、会議の期日、場所及び審議事項を委員に通知しなければならない。ただし、急を要するときは、この限りでない。

（議事）

**第4条** 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員でその議事につき直接の利害関係を有する者は、議決に参加することはできない。

（代理人の出席）

**第5条** 行政機関又は団体を代表する者として委員に任命され、又は委嘱された者は、やむを得ない事情により会議に出席できない場合は、当該委員の属する行政機関又は団体の役員又は職員である者を代理人として当該会議に出席させることができる。この場合において、当該委員は、当該代理人に対し、代理人であることを証する委任状を付与するものとする。

（関係者の出席）

**第6条** 知事又は審議会が必要があると認めるときは、関係者を審議会の会議に出席させて意見を述べさせることができる。

（幹事及び書記）

**第7条** 審議会に幹事及び書記若干名を置き、知事がこれを命ずる。

2 幹事は、会長の命を受け会務を整理する。

3 書記は、幹事の命を受け庶務に従事する。

（議事録）

**第8条** 審議会の会議の議事については、議事録を作成し、議長の指名した委員2人がこれに署名押印する。

2 議事録に記載する事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 審議事項

(2) 開催の日時及び場所

(3) 出席した委員の氏名（代理人が出席した場合は、委任した委員及び代理人の氏名）

(4) 議事の経過の概要及びその結果

（雑則）

**第9条** この規則に定めるもののほか、審議会の運営等に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行し、屋外広告物条例施行の日（昭和30年11月1日）から適用する。

**附 則**（昭和39年12月21日規則第145号）

この規則は、昭和40年1月1日から施行する。

**附 則**（平成8年3月27日規則第17号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

**附 則**（平成11年5月18日規則第54号）

この規則は、平成11年10月1日から施行する。

**附 則**（平成13年11月26日規則第73号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 平成13年4月1日前に作成された審議会の議事録については、改正前の鹿児島県屋外広告物審議会規則第10条の規定は、なおその効力を有する。

